

専決処分報告について

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年（2024年）5月21日提出

柏崎市長 櫻井雅浩



専第 2 4 号

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 2 5 日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ（2）」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



